

(介護予防) 通所リハビリテーションサービス 重要事項説明書

(令和 7 年 9 月 16 日現在)

(重要事項説明書の目的)

第 1 条 介護老人保健施設メディカルホーム大久手（以下「当施設」という。）は、要支援状態または要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「(介護予防) 通所リハ」という。）を提供し、一方、利用者及び利用者の保証人（以下「保証人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに応じて料金を支払うことについて取り決めることを、本重要事項説明書の目的と致します。

(適用期間)

第 2 条 本重要事項説明書は、利用者もしくは保証人が介護老人保健施設通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用契約書を当施設に提出されたときから効力を有します。但し、保証人に変更事項があった場合は、新たに契約を得ることと致します。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本重要事項説明書、別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 の改定が行なわれない限り、初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第 3 条 利用者及び保証人は、利用者が当施設への通所を中止し、最後に通所された日までの利用料金を全て支払うことにより、本重要事項説明書に基づく通所利用規定を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

第 4 条 当施設は、利用者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本重要事項説明書に基づく（介護予防）通所リハの利用を解除・終了することができます。

- ①利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ②利用者の居宅介護サービス計画で定められた当該利用日数を満了した場合。
- ③利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な（介護予防）通所リハの提供を超えると判断された場合。＊医療機関に入院し長期にわたる、又はその可能性がある場合
- ④利用者及び保証人が、本重要事項説明書に定める利用料金を本重要事項説明書第 5 条第 2 項に定める支払い期日から 2 ヶ月以上滞納し、当施設がその支払いを督促したにもかかわらず 1 4 日間以内に支払われない場合。
- ⑤利用者又は保証人が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為や反社会的行為、セクシャル・パワー・モラルハラスメントを行った場合。＊警察に通報する場合があります。
- ⑥天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることが困難となった場合。

(利用料金)

第 5 条 利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、本重要事項説明書に基づく（介護予防）通所リハの対価として、別紙 2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者及び保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに送付し、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の25日までに支払うものと致します。なお、支払い方法は銀行口座からの引き落とし、当施設指定の銀行口座（請求書に記載）に振込むものと致します。

3 当施設は、利用者又は保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び保証人が指定する送付先に対して、領収書を送付致します。

（記録）

第6条 当施設は、利用者の（介護予防）通所リハの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 当施設は、利用者に前項の記録の閲覧、謄写を求められた場合には、原則として、これに応じます。但し、保証人、その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

（身体拘束等）

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者（施設長）が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師（施設長）がその様態及び時間、その際、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載するものと致します。

（虐待の防止等）

第8条 当施設は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

2 当施設は、サービス提供中に、当施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

（秘密の保持）

第9条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は保証人もしくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設の介護老人保健施設通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用契約書による同意の上で、行うこととします。

- ①介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ②介護保険サービスの、質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、併設医療機関又は協力医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、(介護予防)通所リハ利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び保証人が当施設の介護老人保健施設通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用契約書に指定する者に対し、緊急に連絡致します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び保証人は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望または苦情等について、以下に申し出ることができます。

- ・当施設担当支援相談員 052-735-0551
- ・千種区役所福祉課 052-753-1828
- ・愛知県国民健康保険団体連合会 052-971-4165
- ・名古屋市介護保険課 052-959-3087

(賠償責任)

第12条 (介護予防)通所リハの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。但し、送迎時のサービスは自宅玄関迄であり、玄関から別の場所までの移動介助時に不慮の事故等が発生した場合は当施設の責に帰すべきものではないとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この重要事項説明書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設メディカルホーム大久手の概略

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設メディカルホーム大久手
- ・開設年月日 平成2年10月11日
- ・所在地 〒464-0854
名古屋市千種区大久手町5-5-1
- ・電話番号 (052) 735-0551
- ・ファックス番号 (052) 735-0251
- ・管理者名 今津 昇三
- ・介護保険指定事業所番号 2350180002

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護や通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[運営方針]

1. 明るく、楽しい家庭的な雰囲気作りに心掛けること
2. 常に利用者の立場になって言動すること
3. 地域と家族との交流に心掛けること

(3) 入所定員等

- ・定員 60名（うち認知症専門棟 0名）
- ・療養室 個室 7室
2人室 5室
3人室 5室
4人室 7室

(4) 通所定員

- ・定員 21名

(5) (介護予防) 通所リハビリテーションの職員体制及び職務内容

職種	員 数	職務内容
医師 (管理者)	1 名	診断・治療の実行。施設の従業者の管理及び業務管理。入所サービスと兼務。
介護職員	5 名以上	利用者の心身の介護。
理学療法士	1 名以上	利用者の心身機能の維持・回復を目的とするリハビリテーション。入所サービスと兼務。
作業療法士	2 名以上	利用者の心身機能の維持・回復を目的とするリハビリテーション。入所サービスと兼務。
管理栄養士	1 名	利用者の適切な栄養管理指導。入所サービスと兼務。
調理員	外注	施設入所者分を含む食事の提供。
清掃員	外注	施設内の清掃。

2. サービス内容

- ①施設入所、(介護予防) 短期入所療養介護、(介護予防) 通所リハビリテーション計画の立案
- ②食事 食堂でおとりいただきます。
 朝食 8 時～ 8 時 4 5 分 ※ (介護予防) 通所リハビリテーションを除く。
 昼食 1 2 時～ 1 2 時 4 5 分
 夕食 1 8 時～ 1 8 時 4 5 分 ※ (介護予防) 通所リハビリテーションを除く。
- ③入浴 一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、原則として週に 2 回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
- ④医学的管理・看護
- ⑤介護 退所時の支援も行います。
- ⑥機能訓練 リハビリテーション、レクリエーション活動
- ⑦送迎 (介護予防) 短期入所療養介護および (介護予防) 通所リハビリテーションの送迎範囲は、千種区・昭和区・中区・東区に限る。
- ⑧相談援助サービス
- ⑨利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩理美容サービス 原則、第 2 及び 4 週火曜日に実施します。※入所サービスに限る。
- ⑪行政手続代行
- ⑫その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ① 名 称 医療法人 吉田病院
住 所 名古屋市千種区大久手町 5－1 9
- ② 名 称 鈴木歯科医院
住 所 名古屋市守山区守山 3－3－1 5

4 施設利用に当たっての留意事項

- ・面 会 サービス利用時は、事務所へご相談ください。
- ・外 出 サービス利用時は、基本にご遠慮ください。
- ・飲酒・喫煙 飲酒は基本的に禁止。全館禁煙
- ・設備・備品の利用 当施設にご相談下さい。
- ・所持品・備品等の持込 当施設にご相談下さい。
- ・金銭・貴重品の管理 当施設に持ち込みはできません（ご家庭で管理して下さい）。
- ・宗 教 活 動 禁止します。
- ・ペットの持ち込み 禁止します。

5 非常災害対策

- ・防 災 設 備 スプリンクラー、消火器、自動火災報知設備、誘導灯、非常放送設備、避難器具
- ・防 災 訓 練 年 2 回
- ・事故発生時の対応 〈別紙 3〉参照

6 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止致します。

7 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。

要望や苦情などは、下記にお申し出いただくこともできます。

- ・千 種 区 役 所 福 祉 課 0 5 2－7 5 3－1 8 2 8
- ・愛知県国民健康保険団体連合会 0 5 2－9 7 1－4 1 6 5
- ・名 古 屋 市 介 護 保 険 課 0 5 2－9 5 9－3 0 8 7

8 サービスの第三者評価の実施状況について

- 【実 施 の 有 無】 無
- 【実施した直近の年月日】 ー
- 【第 三 者 評 価 機 関 名】 ー
- 【評価結果の開示状況】 ー

<別紙 2 >

(介護予防) 通所リハビリテーションサービスについて

1. 介護保険被保険者証等の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証等必要書類を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの概要

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる職員の協議によって、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・保証人・ご家族のご要望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

【通所リハビリテーション】

◇介護保険通所リハビリテーション費（１日につき（単位））　１単位＝10.83 円

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
４～５時間	553	642	730	844	957
５～６時間	622	738	852	987	1120
６～７時間	715	850	981	1137	1290
７～８時間	762	903	1046	1215	1379

◇各種加算等（単位）　１単位 ＝ 10.83 円

入 浴 加 算 I	40	１日につき
リハビリテーションマネジメント加算 21	593	開始から 6 月以内/月
リハビリテーションマネジメント加算 22	273	開始から 6 月超/月
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110	１回につき 退院(退所)日または認定日から 3 ヶ月以内
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 Ⅰ	240	１回につき 通所開始日から 3 ヶ月以内
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 Ⅱ	1920	１月につき 通所開始日から 3 ヶ月以内
サービス提供体制強化加算 I	22	１日につき
リハビリテーション提供体制加算 2	16	4 時間以上 5 時間未満
リハビリテーション提供体制加算 3	20	5 時間以上 6 時間未満
リハビリテーション提供体制加算 4	24	6 時間以上 7 時間未満
リハビリテーション提供体制加算 5	28	7 時間以上
科学的介護推進体制加算	40	１月につき
栄養アセスメント加算	50	１月につき
介護職員等処遇改善加算 I	8.6%	１月につき 所定単位数に対して
退院時共同指導加算	600	退院時 1 回を限度
重度療養管理加算	100	１日につき（要介護 3・4・5 の方に限る。）
若年性認知症利用者受入加算	60	１日につき
送 迎 減 算	▲ 47	片道につき(送迎を行わなかった場合)

◇介護保険給付外料金（円）

昼 食 代	720	１日につき
日 用 品 費	160	１日につき 日常生活上必要なもの（シャンプー・洗顔料等）
教 養 娯 楽 費	160	１日につき 機能訓練以外のクラブ活動経費及びレクリエーション費等
キャンセル料	300	１回につき 当日キャンセルの場合（食材料費）

【予防通所リハビリテーション】

◇予防通所リハビリテーションサービス費（単位） 1 単位＝10.83 円

	要支援 1	要支援 2
介護予防（1 カ月につき）	2268	4228

◇各種加算等（単位） 1 単位 = 10.83 円

サービス提供体制強化加算Ⅰ 1（要支援 1）	88	1 カ月につき
サービス提供体制強化加算Ⅰ 2（要支援 2）	176	1 カ月につき
科学的介護推進体制加算	40	1 カ月につき
栄養アセスメント加算	50	1 カ月につき
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	8.6%	1 カ月につき 所定単位数に対して
若年性認知症利用者受入加算	240	1 カ月につき
退院時共同指導加算	600	退院時 1 回を限度

◇介護保険給付外料金（円）

昼食代	720	1 日につき
日用品費	160	1 日につき 日常生活上必要なもの（シャンプー・洗顔料等）
教養娯楽費	160	1 日につき 機能訓練以外のクラブ活動経費及びレクリエーション費等
キャンセル料	300	1 回につき 当日キャンセルの場合（食材料費）

事故発生時の対応

